「市民参画」と「市民活動」に対するご意見をお寄せください!

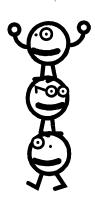
(仮称)静岡市市民参画推進条例・(仮称)静岡市市民活動促進条例

** * C ** * C * * * C * C * * * C * C * * * C * C

市では来年4月1日、「(仮称)静岡市市民参画推進条例」と「(仮称)静岡市市民活動促進条例」の施行に向けて準備を進めています。

その中間案を審議会等の意見を踏まえ、作成しました。この中間案に対 するご意見を条例に反映していきますので、どしどし応募してください。

また、各区でタウンミーティング(意見交換会)を実施します。ぜひご 参加ください。



◆◆ 意見提出 ◆◆

11 月 28 日(火)(必着)までに、意見書を 郵送・FAX または専用ホームページで各条例 担当課へどうぞ。

http://www.city.shizuoka.jp/deps/kikaku/ http://www.city.shizuoka.jp/deps/seikatsu/

中間案は、両課、各区の市政情報コーナー、 各市立公民館、市ホームページでご覧になれます。

◆◆ タウンミーティング ◆◆

所在地	施設・会場	開催日時	定員
葵区	アイセル21(女性会館)	11月7日(火)	100人
	[研修室]	午後7時~	
清水区	蒲原公民館	11月9日(木)	100人
	[4F大会議室]	午後7時~	
駿河区	来・て・こ(健康文化交流館)	11月11日(土)	70人
	[302活動室]	午後2時~	
清水区	清水興津公民館	11月14日(火)	130人
	[大会議室1]	午後7時~	
駿河区	大里公民館	11月15日(水)	100人
	[第1集会室]	午後7時~	
葵区	西奈公民館	11月16日(木)	70人
	[第1集会室]	午後7時~	

ご来場には公共交通機関をご利用ください。 2つの条例について、出前講座を実施します。10 人程 度以上のグループや団体であれば、こちらから職員が出 向きますので、ぜひご利用ください。

市民の

市民による

市民のための 条例

regulations of the citizens, by the citizens, for the citizens



【問合せ】市民参画条例:市役所 都市経営課 〒420-8602 静岡庁舎 12 階 (TEL) 054-221-1240 (FAX)054-221-1490 市民活動条例:市役所 市民生活課 〒420-8602 静岡庁舎 17 階 (TEL) 054-221-1052 (FAX)054-221-1498

ご意見をお寄せいただく条例に をつけてください。(複数可)

(仮称)静岡市市民参画推進条例 (仮称)静岡市市民活動促進条例

ご意見のタイトル

ご意見の内容

この枠内のご意見等は、条例案策定の参考とさせていただきます。また、個人が特定できないように編集した上で、要旨を市ホームページ等で紹介させていただく場合がありますが、個人情報については、厳正に管理を行い、他の目的に利用することはありませんのでご了承ください。

氏	名	性別 男性 女性		
住	所			
年	強	19才以下 20代 30代 40代 50代 60代 70才以上		
職	業	会社員 自営業 主婦 学生 パート・アルバイト 公務員 その他		
活	動	NPO活動、ボランティア活動をされている頻度を教えてください。		
		週 2 日以上 週 1 日程度 月 1 , 2 回程度 年 1 , 2 回程度		
		ほとんどない これからやろうと思っている		